

[事案 2025-311] 通知・説明等請求

・令和8年2月26日 不受理決定

<事案の概要>

給付金の支払いができない旨の誤回答があったため、「テレビや新聞等の媒体を通じて、自分と同様に、給付金の支払いを受けられていない可能性がある契約者・元契約者に対する情報発信・通知をすること」、「保険会社の担当者が、自分に対し、優位かつ上からの目線の態度をとったことに関する説明」を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、裁定審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、裁定手続は、保険会社に対して、媒体を通じた情報発信・通知や、職員個人からの説明を求める手続ではないため、申立てを不受理とした。